

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 扶養親族の範囲

Q : 先月、私達夫婦に初めて子供が生まれました。今年の年末調整で、扶養控除が受けられますか。

A : 38万円の扶養控除が受けられます。

【解説】

所得税法上の扶養親族とは、その年12月31日現在において、次の4つの要件を満たしている人です。

- (1) 配偶者以外の親族であること。(親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。) または、児童福祉法の規定により里親に委託された児童や老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
- (4) 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていないこと、及び白色申告者の事業専従者でないこと。

ご質問の場合も、所得税法上の扶養親族を有することとなったため、扶養控除として1人当たり38万円の控除が受けられます。

赤ちゃんも年内に出産すれば、扶養控除を受け税金還付を受けられますし、翌年早々に結婚予定の方は、12月31日までに入籍してしまえば、結婚した相手の所得が一定額以下のときには、配偶者控除や配偶者特別控除が受けられます。

